

固定資産税

課税免除区域を指定

平成25年度の固定資産税の課税を免除する対象区域を左表のとおり指定しました。これは、平成23年度の固定資産税が課税免除となつた被災区域内の土地、家屋のうち、依然として未修繕の土地や家屋、復旧が進んでいない区域を対象に課税免除するものです。

なお、課税となる資産を所有

◆平成25年度の固定資産税の課税免除対象区域

地 区	住所地番内の全区域が課税免除	住所地番内の一部区域が課税免除
境田町	2番、4番～8番、10番～14番	1番、3番、9番、15番～21番、23番～24番
川向町	2番、4番、8～11番、13番～15番、18番～21番	1番、3番、5番～7番、12番、16番～17番
中央町	3番～4番、7番～10番、12番、14番～16番	1番～2番、5番～6番、11番、13番
八幡町	6番、9番、11番	1番～2番、4番～5番、7番～8番、10番、12番
後楽町	—	1番～2番、4番、7番
北浜町	1番～2番、5番～7番、9番～13番	3番～4番、8番、14番
飯 岡	—	第1地割～第2地割
長 崎	—	一丁目～四丁目
山 田	—	第1地割～第5地割、第9地割～第14地割
船 越	—	第3地割～第16地割、第18地割～第23地割
織 笠	—	第1地割～第3地割、第6地割～第9地割、第11地割～第14地割
大 沢	—	第1地割～第3地割、第5地割～第13地割

する方には納税通知書を4月上旬に送付しますので、期限までの納付をお願いします。

また、所有する資産がすべて課税免除となつた方には、納税通知書は送付しませんので、ご了承ください。

▽納期限 ▼第1期：4月30日
▼第2期：7月31日 ▼第3期：12月2日 ▼第4期：来年1月31日

■固定資産税の縦覧

平成25年度の「土地・家屋等縦覧帳簿」の縦覧を行います。この縦覧制度は、納税者が所有する固定資産（土地・家屋）の価格が適正かどうかを判断するために、縦覧帳簿によりほかの固定資産の価格や面積などをご覧いただける制度です。ただし、所有者や課税内容は非公開です。

▽縦覧期間 4月1日～4月30日（土・日曜日、祝日は除く）

▽縦覧時間 午前8時半～午後5時半

▽縦覧場所 町税務課

▽縦覧できる人 納税義務者、納税管理人、代理人など

※運転免許証や保険証など、本人の確認ができるものをお持ちください。代理人の場合は、委任状が必要です。

◆問い合わせ 町税務課資産税係（☎8213111内線113、114）へどうぞ。

山田町社協復興支援愛センター

ボランティアを募集しています！

山田町社協復興支援愛センターでは、配食サービスのボランティアスタッフを募集しています。

ボランティアに興味がある方はお気軽に申し込みください。

▷内容 65歳以上の一人暮らしや高齢者世帯などで、調理が困難な方に週一回お弁当を配達しながら安否確認を行います。

▷活動場所 大浦・船越・間木戸・山の内地区

▷活動日 火・水・木曜日

※週1日のみの活動も可能です。

▷申し込み方法 直接電話で希望日などをお伝えください。

◆申込先・問い合わせ 山田町社協復興支援愛センター（☎77-3262）へどうぞ。



笑顔でお弁当をお届けしています

第15回岩手県障がい者スポーツ大会 参加者を募集します

第15回岩手県障がい者スポーツ大会が盛岡市で行われます。参加を希望する方・団体は、奮ってお申し込みください。

▽大会期日 6月1日（土）
▽競技内容 ▼陸上競技 ▼アーチェリー ▼卓球 ▼水泳 ▼フライングディスク ▼ボウリング

▽参加資格 ▼身体障がい者 ▼知的障がい者 ▼精神障がい者 ▼申し込み方法 町健康福祉課7番窓口へ記入の申込用紙に記入の上、期限までに提出してください。

▽申込期限 4月16日
◆申込先・問い合わせ 町健康福祉課地域福祉係（☎8213111内線151）へどうぞ。